

## 9 国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。

「国会議員関係政治団体」は、平成 19 年 12 月の規正法改正により、新たに特例として設けられたものです。

### 1 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次の政治団体をいいます(規正法 19 条の 7 ①)。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体（「**1号団体**」）
- ② 租税特別措置法に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（「**2号団体**」）

- ※1 国会議員に係る公職の候補者には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。
- ※2 政党、政治資金団体及び政策研究団体は国会議員関係政治団体には該当しません。
- ※3 2号団体に該当するか否かは、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をするかどうかにより判断されます。
- ※4 1号団体と2号団体の両方に該当する場合があります。

### 2 国会議員関係政治団体とみなされる団体

政党の支部で、国会議員に係る選挙区を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である支部は、上記 1 ①の国会議員関係政治団体とみなされます（「**みなし1号団体**」）。

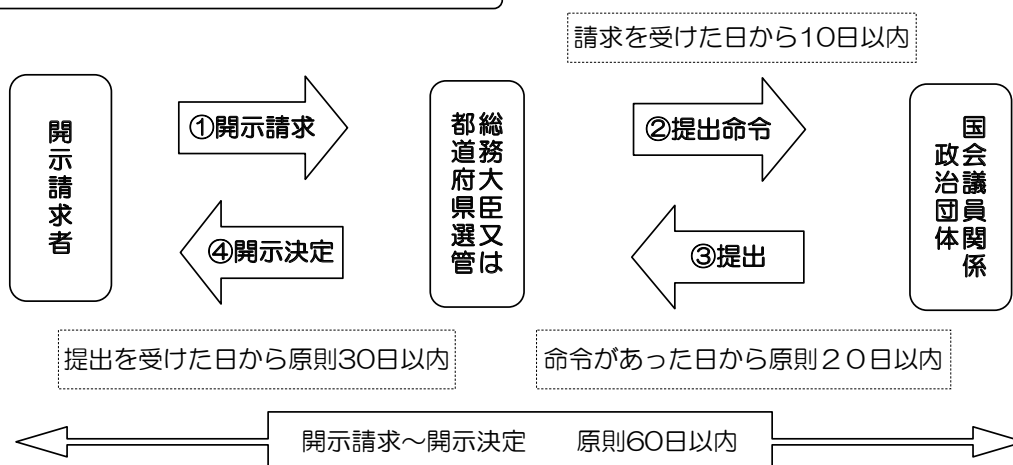
なお、都道府県を単位に設けられている政党支部は、（地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、）あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられている支部であれば、「選挙区を単位として設けられるもの」には該当せず、代表者が国会議員であっても、「国会議員関係政治団体」とみなされません。

例えば、〇〇党東京都支部連合会が、国会議員の選挙区支部として設けられているのでなければ、国会議員関係政治団体には該当しません（規正法 19 条の 7 ②）。

## 10 国会議員関係政治団体にはどのような特例がありますか。

- 1 国会議員関係政治団体に該当する場合は、該当する旨の届出が必要です。新たに設立する政治団体が国会議員関係政治団体に該当する場合は「設立届」に、既存の政治団体が国会議員関係政治団体に該当することになった場合には「異動届」に必要事項を記載し、届け出なければなりません。
- 2 国会議員関係政治団体については、「収支報告の適正確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から、次のような義務が課されています。なお、収支報告書の提出期限が、他の政治団体と比べ、2か月(解散の場合は30日)長くなります。
  - ① 全ての支出について領収書等を徴収し、要旨公表日から3年間保存しなければなりません。
  - ② 人件費以外の1件1万円超の支出に関し、収支報告書に明細を記載するとともに、領収書等の写しを提出しなければなりません。
  - ③ 収支報告書を提出する際には、あらかじめ登録政治資金監査人による**政治資金監査**を受けなければなりません。
  - ④ 人件費以外の1件1万円以下の支出に係る領収書等(少額領収書等)について規正法による写しの開示制度の対象になります。

### 少額領収書等の写しの開示の流れ



## 11 政治団体(政党)の支部とはどのような団体をいいますか。

政治団体(政党)が支部として次のような要件を備えて届け出た場合、寄附に関する制限等を除き、諸手続や収支報告書などで「単独の政治団体」とみなされ、支部についても設立の届出、収支報告書の提出が必要になります。

したがって、本部及び支部はそれぞれ別々に設立の届出、会計帳簿の備え付け、帳簿の記載及び収支報告書の提出等の手続が必要になります(規正法18条)。このように、政治団体の支部は独立した組織、機構を有し、独自に会計処理を行うものです。

- ① 本部の規約等に規定されたその組織の単位組織であり、本部と主従の関係にあること。
- ② 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動を行うことが認められていること。
- ③ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭等の授受を行える状況にあること。

※ ①から③の要件を満たさない下部(内部)組織(会計上独立していないもの及び単なる連絡事務所的なもの)や支部としての届出のない組織は、規正法上の「政治団体(政党)の支部」とはなりません。

また、政治活動に関する寄附についての規定は、本部、支部を通じて一つの政治団体として適用されますので寄附の授受の制限については注意が必要です。

なお、資金管理団体に指定する場合には、政治団体の本部又は支部がそれぞれ1つの政治団体とみなされるため、本部又は支部のいずれかを指定することになります(規正法19条の6)。

また、政治団体の支部は、当該政治団体の一部ですので、本部が規約等に基づき解散したときには、当該支部も当然に解散するものであり、規約等の変更によって支部だけが存続することはありません。

なお、政治団体の本部は、支部が解散したときには、当該支部の代表者及び会計責任者に代わって支部の解散届出をすることもできます(規正法18条⑤)。

政治団体が支部を設ける場合には、本部規約の中に「支部を設置することができる」等の規定があり、それを受けて「支部規約」を規定している例が一般的となっています。

**例：「第〇条 本支部は、本部規約第〇条に基づき設置する支部である。」**

新たに政治団体が当該政治団体の支部を設立する場合には、①「設立届」、②「支部の規約」(当該政治団体の支部とわかるもの。)が必要となります。